

宇部市イノベーション大賞認定要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、宇部市事業所設置奨励条例施行規則（平成17年規則第37号。以下「市規則」という。）第8条第2項の規定に基づき、宇部市イノベーション大賞の募集、認定その他の手続に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において使用する用語は、宇部市事業所設置奨励条例（平成17年条例第20号）及び市規則において使用する用語の例による。

(事業計画の募集)

第3条 市長は、次に掲げるところにより、対象地域に事業所の設置を希望する者から事業計画を募集することができる。

(1) 募集期間 1回につき5か月程度

(2) 募集回数 当該年度1回以上

(応募要件)

第4条 応募できる者は、次に掲げる要件を満たすものとする。

(1) 高度技術産業、環境産業、医療産業、地場産業その他の分野における新製品の開発及び製造、新生産方式の導入、新市場の開拓、新原料及び新資材の開発及び製造その他の革新的な事業を実施しようとする者

(2) 提案する事業計画に基づき対象地域の用地を取得又は借受けの日から3年以内に事業所を設置し、及び操業を開始することを履行できる者

(3) 事業所の設置に係る投下固定資産の総額（特定者又は設置支援事業者から用地その他の固定資産を借り受けた場合における当該用地その他の固定資産の取得額を含む。）が5千万円以上（中小企業者以外の事業者が事業所の設置を行う場合にあっては、3億円以上）となる事業計画を立てている者

(応募方法)

第5条 前2条の規定により宇部市イノベーション大賞に応募しようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 宇部市イノベーション大賞認定申込書（様式第1号）

(2) 事業計画書（様式第2号）

(3) その他市長が必要とする書類

(4) (1) から (3) に掲げる書類は、対象地域の用地を取得又は借受けの申請前に市長に提出しなければならない。

2 応募は、1者1事業につき1回限りとする。

(事業計画の認定)

第6条 市長は、前条の規定により提出があった場合には、次条に規定する審査会の審査を経て、地域経済や市民生活等に貢献する事業と判断できるものを宇部市イノベーション大賞として認定することができる。

(審査会の設置)

第7条 市長は、事業計画の審査を行うため、宇部市イノベーション大賞認定審査会を置くものとする。

2 審査会の組織、運営その他の必要な事項は、市長が別に定める。

(通知)

第8条 市長は、前2条の規定により宇部市イノベーション大賞に認定した事業計画を提案した者（以下「受賞者」という。）に宇部市イノベーション大賞認定決定書（様式第3

号)を通知するものとする。この場合において、市長は必要があると認めるときは、条件を付することができる。

(報奨等)

第9条 市長は、受賞者に対し、次の各号に掲げる措置を行うことができる。

- (1) 宇部市イノベーション大賞認定証の授与
- (2) 事業奨励金の交付

(変更の届出等)

第10条 第5条の規定により宇部市イノベーション大賞認定申込書を提出した者(受賞者を含む。)は、当該提出した内容を変更しようとするときは、事業計画変更届(様式第4号)により、速やかに市長に届けなければならない。

2 市長は、前項の規定による届出があったときは、当該届出を行った者に対する認定について必要な条件を追加し、又は変更することができる。

(認定の取消し等)

第11条 市長は、受賞者が次の各号のいずれかに該当するときは、宇部市イノベーション大賞の認定を取り消すことができる。

- (1) 第4条に規定する応募要件を欠くこととなったとき。
- (2) 第8条後段又は前条第2項の条件に違反したとき。
- (3) 認定した事業計画を休止し、又は廃止したとき。
- (4) 偽りその他不正行為により宇部市イノベーション大賞の認定を受けようとし、又は受けたとき。
- (5) 前各号に掲げるもののほか、認定された事業計画として不相当であると市長が認めたとき。

2 市長は、前項の規定により認定を取り消したときは、当該取消しに係る者に対し、宇部市イノベーション大賞認定取消書(様式第5号)を通知するものとする。

3 市長は、前2項の規定により認定を取り消したときは、第9条第1項第1号に規定する授与を行わず、又は既に授与した認定証の返還を命ずることができる。

4 市長は、第3項の規定により認定証の返還を命ずるときは、当該返還を命ぜられた者に対し、宇部市イノベーション大賞認定証返還命令書(様式第6号)を通知するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成22年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成27年4月1日から施行する。